

第三十六号議案

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

江戸川区立公園条例（昭和三十二年十二月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条の四」を「第十三条」に改める。

第一条中「区立」を「江戸川区立」に改める。

第二条第一項中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第二条の四に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公募により自動販売機の設置又は管理の許可を受ける者を決定した場合における当該者から徴収する土地使用料は、当該者が公募による選定に際して提示した応募価格とする。

第六条の二第一項中「及び第六条の四」を「、第六条の四及び別表三の（二）」に改め、同条第二項中「の開館又は開場時間並びに休館日又は閉場日は、規則」を「（別表三の（二）に規定する公園施設を除く。次条及び第六条の四において同じ。）の利用時間及び休業日は、江戸川区規則（以下「規則」という。）」に改める。

第六条の三中「江戸川区規則（以下「規則」という。）」を「規則」に、「第十三条の二の規定により区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）」を「区長」に改める。

第六条の四第一項に次のただし書を加える。

ただし、別表四の(五)及び(六)に規定する使用料については、区長は、同表に規定する額の範囲内において、回数券使用料を定めることができる。

第十条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、第二条の四第二項の規定による使用料の徴収方法については、別に定める。

第十三条の二から第十三条の四までを削る。

別表二電柱の項中「一、三四〇円」を「一、三七七円」に改め、同表標識の項中「七九四円」を「八一六円」に改め、同表水道管、下水道管、ガス管の項中「一九九円」を「一二二円」に、「二九七円」を「三〇六円」に、「五九五円」を「六一二円」に改め、同表電線の項中「九九円」を「一〇二円」に、「一一九円」を「一二二円」に、「二九七円」を「三〇六円」に、「五九五円」を「六一二円」に改め、同表鉄塔の項及び変圧塔、マンホールの類の項中「九九三元」を「一〇二〇円」に改め、同表地下の占用物件の項中「六〇一元」を「七二一元」に、「二九七円」を「三〇六円」に改め、同表高架の占用物件の項中「四六二元」を「五一〇円」に改め、同表天体、気象又は土地の観測施設の項中「六八六円」を「八二三円」に改め、同表写真撮影のための常時占用の項中「七、九二〇円」を「八、一六〇円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「一、四〇二元」を「一、

四四五円」に改め、同表ロケーションの項中「一二、三七五円」を「一二、七五〇円」に改め、同表その他の占用の項中「三三円」を「三四円」に改める。
 別表三を次のように改める。
 別表三（第六条の二関係）

(一)

| 名称 | | 位置 |
|----------------|--------------------------------|-----------------|
| 行船公園源心庵 | 和室（花の間・鳥の間・風の間・月の間） 洋室（雪の間） | 江戸川区北葛西三丁目二番一号 |
| 小岩公園甲和亭 | 和室（桂・楓） | 江戸川区北小岩六丁目四三番一号 |
| 総合レクリエーション公園 | なぎさ公園野球場 | 江戸川区南葛西七丁目三番一号 |
| | なぎさ公園運動場 | |
| | なぎさ公園北駐車場 | |
| | なぎさ公園東駐車場 | |
| | 虹の広場駐車場 | |
| ファミリースポーツ広場駐車場 | 江戸川区南葛西三丁目一七番一号 | |

| | | | | | | | | | | |
|----------|----|-----------------|---------------|--------------|--------------|--------------|------------------------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 小岩公園 | 名称 | 小松川千本桜 | 新左近川親水公園 | | | | | | | |
| | | | 小松川千本桜バーベキュー場 | ボート場 | 新左近川親水公園駐車場 | 新左近橋下駐車場 | 新左近川親水公園デイキャンプ場 | パノラマシャトル | 葛西防災公園駐車場 | 富士公園駐車場 |
| 小岩テニスコート | 位置 | 江戸川区北小岩六丁目四三番一号 | 江戸川区小松川一丁目地先 | 江戸川区臨海町二丁目地先 | 江戸川区臨海町三丁目地先 | 江戸川区臨海町二丁目地先 | 江戸川区南葛西四丁目九番一号から南葛西七丁目三番一号まで | 江戸川区西葛西八丁目一七番一号 | 江戸川区南葛西六丁目二三番一号 | 江戸川区南葛西四丁目九番一号 |

(二)

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--------|-------------|---------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------------|--------------|-------------|-----------------|----------------|
| 小松川運動公園 | | 篠崎緑地 | | | 小岩緑地 | | | | | | 総合レクリエーション公園 | | | |
| 小松川少年野球場 | 小松川野球場 | 篠崎少年サッカー場 | 篠崎サッカー場 | 篠崎野球場 | 北小岩運動場 | 東小岩ラグビー場 | 北小岩ソフトボール場 | 東小岩少年野球場 | 北小岩少年野球場 | 東小岩野球場 | 北小岩野球場 | 西葛西テニスコート | 球場 | |
| 江戸川区平井一丁目先 | | 江戸川区上篠崎一丁目先 | | | 江戸川区篠崎町三丁目先 | 江戸川区北小岩七丁目先 | 江戸川区東小岩二丁目先 | 江戸川区北小岩三丁目先 | 江戸川区東小岩二・三丁目先 | 江戸川区北小岩一丁目先 | 江戸川区東小岩三丁目先 | 江戸川区北小岩四丁目先 | 江戸川区西葛西八丁目一七番一号 | 江戸川区西葛西七丁目二番一号 |

| 名称 | | 単位 | 利用者の区分 | | 使用料 |
|----|--|----|-----------|-------|-----|
| 一回 | | | 三歳以上小学生以下 | 1000円 | |
| | | | 三歳未満 | 無料 | |

(五) 備考 この表に掲げる公園施設の管理運営について必要な事項は、別に条例で定める。
別表四(四)の表の次に次の二表を加える。

| | | |
|-------------|-------------|-----------------|
| 一之江名主屋敷 | 一之江名主屋敷 | 江戸川区春江町二丁目二番二〇号 |
| 水辺のスポーツガーデン | 水辺のスポーツガーデン | 江戸川区東篠崎二丁目三番先 |
| 新左近川親水公園 | 陸上競技場 | 江戸川区清新町二丁目一番一号 |
| 平井公園 | 平井プール | 江戸川区平井二丁目一六番八号 |
| 平井運動公園 | 平井少年サッカー場 | 江戸川区平井七丁目先 |
| | 平井少年野球場 | |
| | 小松川ソフトボール場 | 江戸川区平井四丁目先 |

(六)

| 名称 | | 単位 | 使用料 |
|--------------|-----|--|------|
| 新左近川親水公園ボート場 | 三十分 | ボート一そうにつき ただし、小学生以下の者のみで利用する場合 ボート一そうにつき | 四〇〇円 |
| | 一時間 | ボート一そうにつき ただし、小学生以下の者のみで利用する場合 ボート一そうにつき | 五〇〇円 |

| 総合レクリエーション公園パノラマシャトル | | 一日 | 使用料 |
|----------------------|----|-------------|------|
| 総合レクリエーション公園パノラマシャトル | 一日 | 中学生以上六十五歳未満 | 二〇〇円 |
| | | 六十五歳以上 | 一〇〇円 |
| | | 三歳未満 | 無料 |
| | | 三歳以上小学生以下 | 一五〇円 |
| | | 中学生以上六十五歳未満 | 二五〇円 |
| | | 六十五歳以上 | 一五〇円 |

備考 十歳以下の者の利用は、中学生以上の者が同伴し、利用中の安全を確保することを条件とする。

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条、第二条、第六条の二及び別表三の改正規定（同表（一）の表中総合レクリエーション公園の項及び新左近川親水公園の項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（説明）

江戸川区立公園の管理について、指定管理者による管理を終了し、区で直接管理することとするため、指定管理者に係る規定を削除し、パノラマシャトルの使用料等の規定を加えるとともに、占用料の基礎となる固定資産税評価額の評価替えに伴い、公園の占用料を改定するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。